

農薬的資材リスク情報収集事業（新規）

1 趣 旨

輸入野菜の残留農薬問題や無登録農薬の販売・使用問題を契機に、農薬の安全性に対する国民の関心が高まっている中で、植物活力剤、植物保護液、漢方資材等と称する安全性未確認の市販資材が農薬的に使用されている現状がみられる。

こうした農薬的資材の中に化学合成農薬が混入されていた事例があり、農薬を使用しなかったはずの農産物から残留農薬が検出されて食品衛生法違反となるおそれがある。また、農薬取締法の改正により、有害でないことが明らかな農薬については、特定防除資材（特定農薬）として指定されれば登録を要しないこととなったが、指定のためには多くの農薬的資材の評価が必要となっている。

このため、登録を受けていない農薬的資材の安全性等を確認するとともに関連の情報を収集・整理し、その結果を消費者、生産者等に対して分かりやすく情報提供することにより、「食」の安全・安心体制の構築を図ることとする。

2 事業内容

（１）化学合成農薬の混入確認試験

市場に流通している農薬的資材について、化学合成農薬の混入や有害成分の分析を行う。その結果は消費者、生産者等に対し情報提供するとともに、農薬取締業務に活用する。

（２）安全性・薬効確認試験

農薬的資材について、動物実験等を実施することによりその毒性や変異原性など安全性に関する情報を得るほか、作用や薬効の確認等を行う。その結果は消費者、生産者等に対し情報提供するとともに、特定防除資材（特定農薬）の指定に活用する。

3 委託先 (財) 残留農薬研究所

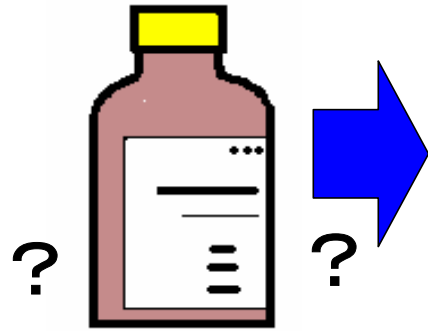
4 事業実施期間 平成16年度～平成18年度

5 平成16年度内示額 158(0)百万円

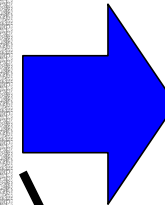
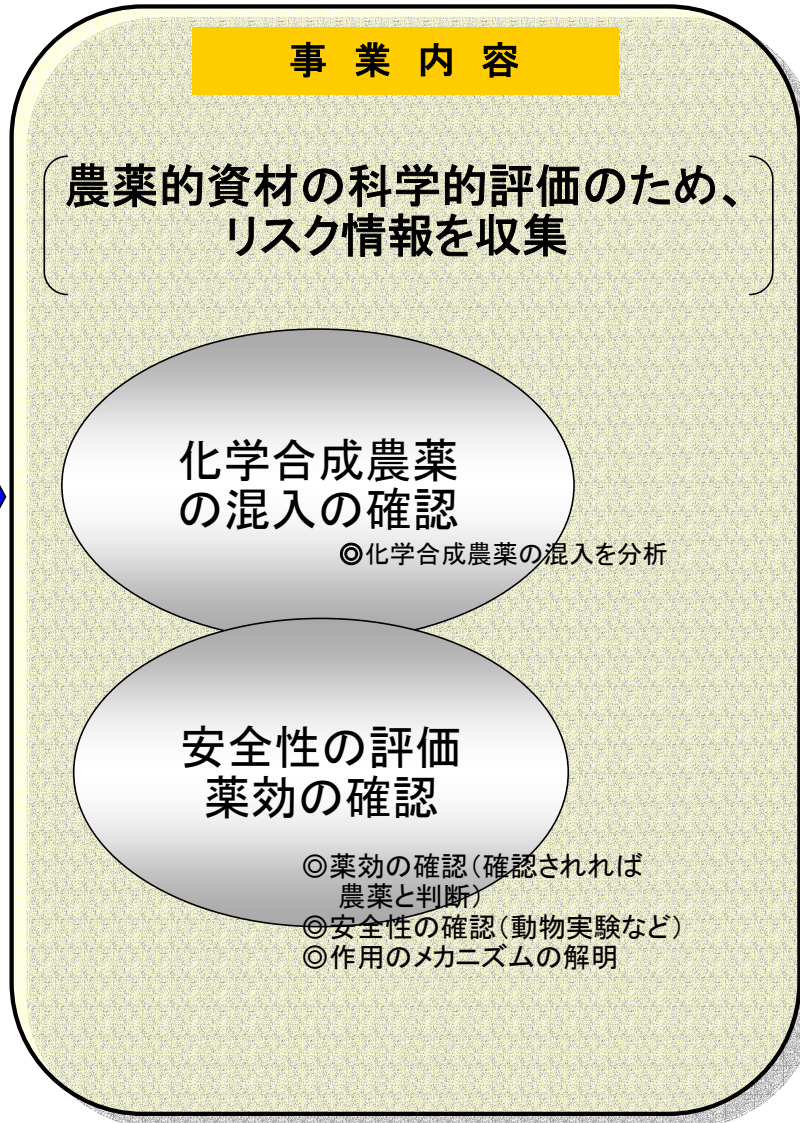
[担当課：消費・安全局農産安全管理課]

農薬的資材リスク情報収集事業

- ◎「植物活力剤」、「植物活性液」、「漢方資材」等の農薬的資材が多数販売
- ◎薬草等から農薬的資材を使用者が自家製造

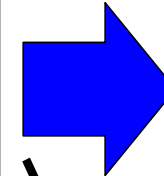


- ◎化学合成農薬の混入事例もあり、作物への農薬残留が心配
- ◎安全性や薬効が不明



混入が判明したものは
公表・取締り

得られたデータは食品安全委員会へ提出、安全性の評価を実施



安全でないものは農薬としての使用を禁止

安全なものは特定防除資材として指定、安心して使用可能に

農薬かどうか明確でない農業資材の安全性の確保
による食の安全・安心の確保

埋設農薬最終処理事業（拡充）

1 趣 旨

残留性有機塩素系農薬（BHC、DDT等）については、環境中に長期間残留し人畜に悪影響を及ぼすことから昭和46年に販売禁止等の措置がなされ、回収された農薬については、昭和46、47年に国の補助等により地中に埋設処理された。この埋設農薬は、現在約3680トンが確認されている。

上記農薬を含む12種類の残留性有機汚染物質については、我が国が平成14年に批准したストックホルム条約（POPs条約）において、その適切な管理とその処分を行うことが義務付けられた。

このため、埋設した農薬を掘り出し、これを化学的に安全な方法により最終的な無害化処理を行うことにより、条約の履行と人の健康と環境の保護を図る。

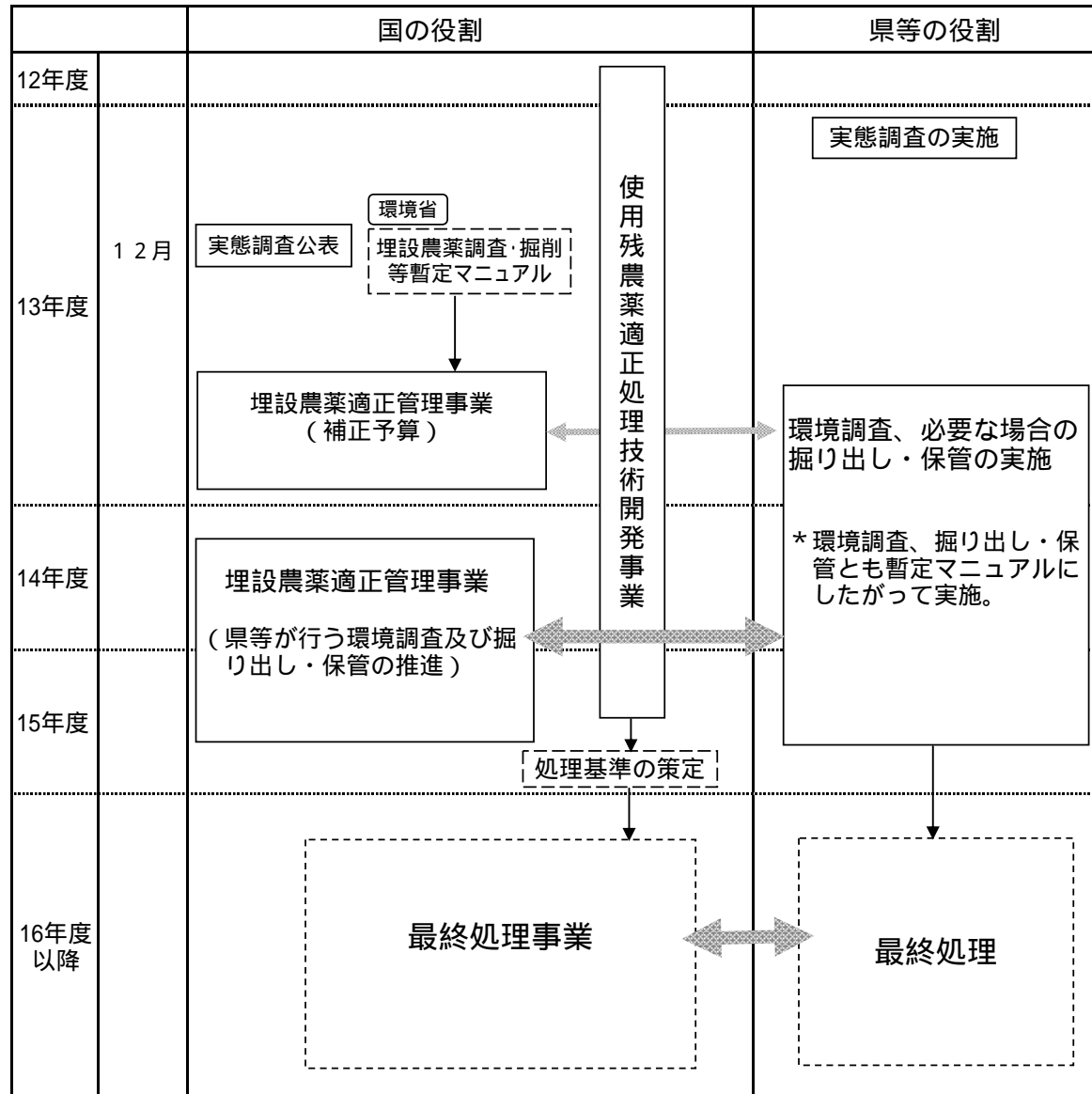
2 事業内容

埋設処理された残留性有機塩素系農薬を掘り出し、その状態に応じた安全な処理技術を事前に試験した上で安全に最終的な無害化処理を行うとともに、埋設地点周辺環境（土壌、水質）の状況を確認する。

3 事業実施主体	都道府県、管理組合等
4 事業実施期間	平成14年度～平成20年度
5 平成16年度内示額	400（150）百万円
6 補助率	1 / 2

[担当課：消費・安全局農産安全管理課]

埋設農薬処理に関するスケジュール



農薬情報の迅速かつ体系的な公開体制の整備事業（新規）

1 趣旨

農薬取締法の改正に伴い、農薬の使用基準（適用農作物、使用時期、総使用回数等）の遵守が義務づけられた中で、農薬の使用方法等の登録情報を農薬使用者等に周知することが従来にも増して重要となっている。

このため、農薬の新規登録、適用変更、登録失効時に使用方法等や安全性等の情報が速やかに生産現場及び流通・消費関係者へ提供できるよう、農薬使用者や食品産業事業者はもとより、一般国民にも指導者が利用しやすい形でのデータベース化し、インターネット等による広報を推進する。

2 事業内容

- （１）農薬情報のデータベース化
- （２）ホームページによる公表（情報提供）のためのシステム構築

3 交付先

独立行政法人農薬検査所

4 事業実施期間

平成16年度～

5 平成16年度内示額

（独）農薬検査所運営費交付金 824（755）百万円の内数

【担当課：消費・安全局農産安全管理課】

農薬情報公開体制強化事業

